限定承認公告

本籍静岡県牧之原市波津一三二一番地二八、最後の住所静岡県静岡市葵区水見色三六〇特別養護老人ホームりんどう

被相続人　亡　植田　修

右被相続人は平成二十六年五月八日死亡し、その相続人は平成二十八年九月十四日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

東京都町田市能ヶ谷五丁目九番六号

限定承認者　植田　正作

限定承認公告

本籍東京都文京区本郷四丁目二五番地、最後の住所神奈川県厚木市妻田東二丁目六番二号

被相続人　亡　寺田泰五郎

右被相続人は平成二十八年六月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年九月十二日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

神奈川県厚木市妻田東二丁目六番二号

相続財産管理人　寺田　恭子

限定承認公告

本籍愛知県瀬戸市品野町四丁目三一番地、最後の住所愛知県瀬戸市東赤重町二丁目一〇二番地の三

被相続人　亡　梶田　幸子

右相続人は平成二十七年十二月一日死亡し、その相続人は平成二十八年八月八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

愛知県瀬戸市新田町一二〇番地

相続財産管理人　大澤　洋子

限定承認公告

本籍大阪市住吉区遠里小野一丁目三一番地、最後の住所大阪府岸和田市春木旭町三〇番四号

被相続人　亡　丸尾　英二

右被相続人は平成二十八年一月六日（推定）死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十三日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

三重県伊賀市阿保一三四六番地の一

限定承認者　丸尾　純二

限定承認公告

本籍京都府京都市左京区修学院開根坊町九番地、最後の住所三重県津市八幡町津一六番地

被相続人　亡　林　薫

右被相続人は平成二十八年七月二日死亡し、その相続人は平成二十八年九月十五日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

三重県四日市市伊坂台二丁目八五番地

限定承認者　林　肇

定款変更につき通知公告及び全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、平成二十八年九月二十六日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会の特別決議に基づき、定款を一部変更して、当社普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を設けることにいたしました。なお、当該定款変更の効力発生日は、平成二十八年十月三十一日（以下「効力発生日」といいます。）です。

また、本臨時株主総会の特別決議に基づき、効力発生日をもって、全部取得条項が付された普通株式のすべてを取得することにいたしましたので、該当株式にかかる株券を所有する方は、効力発生日までに当社にご提出ください。

平成二十八年九月二十七日

青森県八戸市大字河原木字神才七番地の四

北日本青果株式会社

代表取締役　外澤　靖雄

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社ニッセンホールディングス（乙、住所京都市南区西九条院町二六番地）を甲の完全子会社とする株式交換を行うことにいたしました。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年五月三十一日

掲載頁　九十三頁（号外第一二〇号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十八年九月二十七日

東京都千代田区二番町四番地五

株式会社セブン&アイ・ネットメディア

代表取締役　田口　広人

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十八年十月三十一日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

なお、同信託は、福岡ソフトバンクホークス株式会社、ホークスタウン特定目的会社、三菱地所株式会社及び三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社間の平成二十八年八月十日付不動産管理処分信託契約変更契約書により、適用される法律が信託法（平成十八年法律第一〇八号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第一〇九号）の規定による改正後の法律にする合意をされた信託となっています。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

福岡県福岡市中央区地行浜二丁目二番二号

福岡ソフトバンクホークス株式会社

委託者兼受益者

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

ホークスタウン特定目的会社

委託者兼受益者

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

三菱地所株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成十八年六月十九日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みいずれも履行の見込みがあるものとして判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産信託部

電話番号　〇三―六二五六―一三〇〇

平成二十八年九月二十七日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　坪川　昇司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億千五百万円減少し、金五十一億六千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年八月二十九日付官報の号外第一九〇号二十六頁に旧商号北浜特定目的会社として掲載されているとおりです。

平成二十八年九月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

北浜東銀河特定目的会社

取締役　三品　貴仙

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二一	一	終りから	株式会社　武	株式会社　林

平成二十八年八月二十六日掲載の岐阜家庭裁判所大垣支部に係る平成二十八年（家）第四一三号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月二十七日付第二一二号

八〇ページ●同日付政府調達第一八一号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）